

1

子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度

「子ども手当制度」が始まりました！

次

代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、「子ども

手当制度」が4月1日から施行されました。

桂川町でも、支給に向けて準備を進めています。子ども手当の支給対象となる方には、5月中に「支払通知書」を送付します。

【対象となる子ども】

満15歳到達後、最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了までの子どもが対象で、所得制限はありません。）

【支給される手当の額】

対象児童一人につき
月額1万3千円

【支給月】

- 6月（4月～5月分）
- 10月（6月～9月分）
- 2月（10月～1月分）

※但し、6月の支払月には、児童手当の2月及び3月分もあわせて支払われます。



2

ひとり暮らしのお年寄りや高齢者のみの世帯などの皆さん 民生委員が「個人登録」のお願いに伺います

桂

川町では、ひとり暮らしのお年寄りなどが、自宅での事故や体調の急変などが起きた際に、長期間にわたり放置されることがないように、「ひとり暮らし高齢者等見守り事業」を行っております。

今回、その取組の一つとして「個人登録」のお願いに地域の民生委員が、ひとり暮らしの高齢者世帯などを訪問します。

「個人登録票」は何のためにいるの？

ひとり暮らしのお年寄りなどについて、緊急時の連絡先等を把握するためです。

【誰が来るの？】

皆さんの地域の民生委員が「個人登録票」の記入のお願いに伺います。

【記入した個人登録票はどうなるの？】

「個人登録票」に記載された情報は、緊急時等の対応及び更新調査以外には使用しません。また、「個人登録票」は、桂川町役場 健康福祉課にて管理します。

※ご理解と「個人登録」へのご協力をお願いします。

問合先

健康福祉課 高齢者・女性係 ☎ 65・0001

